オプトイン方式による規制の導入

1. 背　景

① 現行の規制方式であるオプトアウト方式では、受信拒否の通知として電子メールアドレスを通知することが必要であるため、悪質な送信者に通知を行うとかえって迷惑メールを招いてしまうという問題がある。

② 正当な営業活動で広告・宣伝メールの送信を行う場合にはオプトイン方式による運用が大勢となっている。

③ 海外発の迷惑メールが増加しており国際連携の強化が必要であるが、主要国ではオプトイン方式を採用している国が多く、制度的な国際的整合性を確保する必要がある。

2. 改正内容

① あらかじめ同意を得た者等に対してのみ送信を認める方式（オプトイン方式）の導入

現行の規制方式（オプトアウト方式）を見直し、広告・宣伝メールの規制に関し、取引関係にある者への送信など一定の場合を除き、あらかじめ同意を得た者に対してのみ送信を認める規制方式（オプトイン方式）を導入する。

※ オプトアウト方式：受信拒否を通知した者に対して以後の送信を認めない方式 （現行の規制方式）
オプトイン方式　：あらかじめ送信に同意した者に対してのみ送信を認める方式 （今回改正で導入する規制方式）

② 受信拒否の通知を受けた場合の送信の禁止

あらかじめ送信に同意した者等に対し広告・宣伝メールを送信する場合でも、受信拒否の通知を受けた場合には以後の送信を禁止することとする。

③ 表示義務

広告・宣伝の電子メールを送信する場合、送信者の名称や受信拒否の連絡先となる電子メールアドレス又はURL等を表示することとする。

④ その他

同意を証する記録の保存に関する規定を設ける.

（参考）現行のオプトアウト方式の見直し（オプトイン方式の導入）

オプトアウト方式

受信拒否の通知をした者に対し再送信を禁止する方式

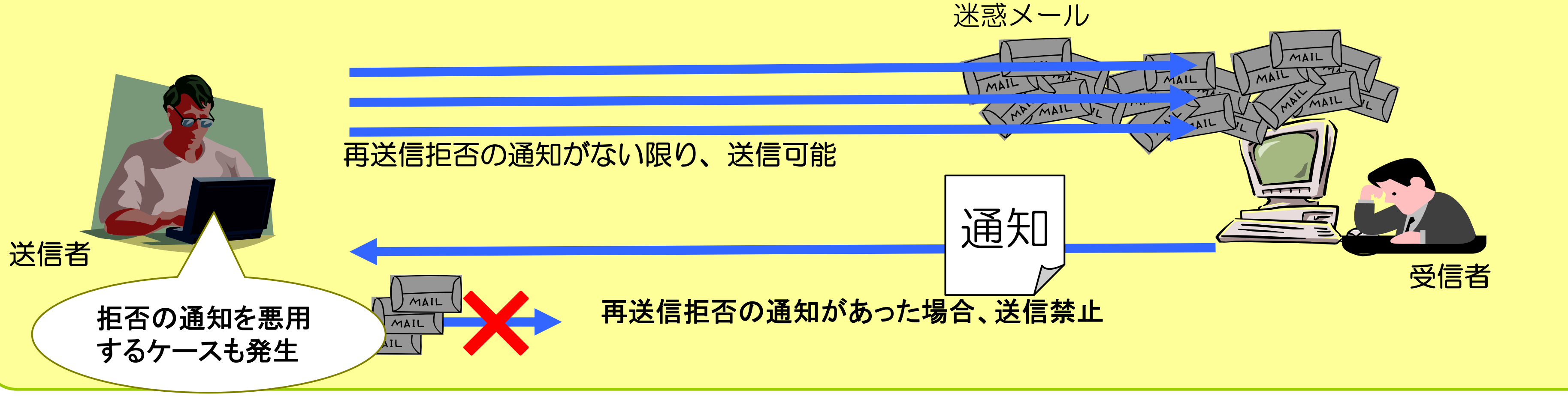

オプトイン方式
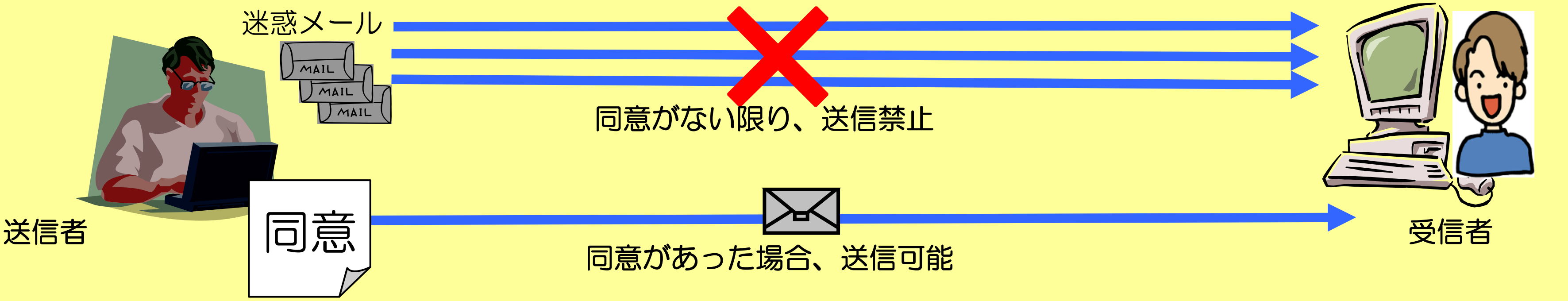
あらかじめ同意を得た者に対してのみ送信を認める方式